

2 7 補助教材等の取扱い

学校の管理運営の在り方に関する緊急検討会議
「補助教材等の購入に関する専門委員会」報告
(昭和62年2月20日)

補助教材等の取扱いについて

学校が指導計画に基づいて組織的、計画的に教育を実施するためには、学習指導要領に即して編成された教科書を主たる教材として使用しなければならないが、教科書以外の図書その他の教材（以下「補助教材」という。）も教育上有益適切なものは、これを使用し教育内容の充実を図ることは望ましいことである。また、学校における補助教材等の選定に当たっては、その内容が法令及び学習指導要領の趣旨に従い、かつ児童生徒の発達段階に即したものであることが必要である。

しかしながら、最近においては、市販による補助教材等を使用することが多く、それに伴い保護者の経済的負担も重いものとなっている。また、指導の評価についても学校の指導計画に基づいて、教師自らが適切な方法により行うべきであって、既製のテスト等を安易に使用したりすることは教育上望ましくない。

したがって、市販の補助教材等の使用については最小限にとどめ、教師自らが作成した教材の使用に努めるべきである。さらに、市販の補助教材等を使用する場合にあっては、その購入手続等についても厳に適正かつ公正に行わなければならない。

このため、各学校にあっては、補助教材等に係る法令及び通知、通達に基づき、次の事項について十分留意して実施することが必要である。

なお、補助教材等とは学校が取り扱う下記のもの（学校が希望者に対して購入させるものも含む。）をいう。

- ① 学校管理規則により承認または届出が必要な教材
- ② ①以外の図書その他の教材
- ③ 諸検査、実カテスト、進学に係る模擬テスト等
- ④ 学校で指定している学生服、運動用衣類、靴等
- ⑤ 観劇会、音楽会、映画会、修学旅行等学校行事に関連して学校が集金するもの

1. 補助教材等の購入について

補助教材等の購入に係る諸手続や方法の選定に当たっては、その適正と公正を図ることを目的とし、補助教材等選定審査会（以下「審査会」という。）を設置して十分調査検討のうえ校長が決定する。

- (1) 審査会は、校長が審査会長となり関係教職員をもって構成する。
- (2) 審査会は、補助教材等の購入に係る教育的な有益適切性や保護者の経済的負担等について検討し、図書・物品等の選定、業者の選定、契約の方法及び価格の決定に関する事項を審査する。

特に補助教材等の選定に当たっては極力精選するとともに、業者の選定に当たっては、毎年見直しをし、公正な方法により行うようにする。